

## バーゼルⅢの自己資本比率の水準決定

小立 敬

### ■ 要 約 ■

1. 2010年9月12日、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは、バーゼルⅢにおける自己資本比率の水準、段階的実施の措置の決定に関するプレスリリースを公表した。
2. 同会議の結果として、自己資本比率の最低基準はコモンエクイティ比率4.5%、Tier 1比率6.0%、自己資本比率8.0%が決定された。さらに、一定の値をとる資本保全バッファ2.5%に加えて、カウンターシクリカル・バッファが各国マクロ経済の信用拡張の状況に応じて0%~2.5%上乘せされる。最低基準と資本保全バッファを加えた水準としてみると、コモンエクイティ比率で7%、Tier 1比率で8.5%、全体の自己資本比率で10.5%の水準がバーゼルⅢでは要求される。
3. ただし、2013年1月から2019年1月までの間は移行期間が設けられる。例えば、自己資本比率の最低基準に関しては、2013年の適用当初はコモンエクイティ比率3.5%、Tier 1比率4.5%、自己資本比率8.0%で開始し、その後段階的にコモンエクイティ比率およびTier 1比率の最低基準を引き上げ、2016年には最低基準がコモンエクイティ比率4.5%、Tier 1比率6.0%、自己資本比率8.0%となる。その他の項目でも段階的実施の措置が設けられている。
4. バーゼルⅢは、ソウル・サミットまでに提示される予定の全体像をみないとその内容が十分に把握できない。バーゼルⅢの自己資本比率の水準の決定を受けて、市場では安心感が広がったように思われるが、まだ自己資本規制の強化については予断を許さない状況である。

### I 中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループによる決定

2010年9月12日、バーゼル銀行監督委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは、金融危機を受けた銀行規制改革パッケージ（バーゼルⅢ）における自己資本比率の水準、段階的実施の措置の決定に関するプレスリリースを公表した<sup>1</sup>。2009年12月に提示されたバーゼルⅢの市中協議文書では、定量的影響度調査（QIS）を

<sup>1</sup> <http://www.bis.org/press/p100912.htm> を参照。

踏まえて 2010 年末までに水準調整を完了するという方針が示されており、その段階では自己資本比率の水準は提案されていなかった。

バーゼル委員会および各国当局は、市中協議文書の公表後に QIS を行い、自己資本比率の水準を含むバーゼルⅢの議論・検討を重ねてきた。また、バーゼル委員会はバーゼルⅢの適用について、2009 年 12 月の市中協議文書では、「2012 年末までを目標に金融情勢が改善し景気回復が確実にになった時点で段階的に実施」するとしていた。そして、2010 年 7 月に開催された中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループの会議では、9 月の会議で水準調整 (calibration) と段階的実施の措置 (phase-in approach) について最終決定する方針が合意された。今回は 7 月の会議の方針どおり、自己資本比率の水準調整と段階的実施の措置に関して決定が行われたものである。ただし、Tier 1 や Tier 2 の算入可能証券の要件や資本控除の取り扱いを含むバーゼルⅢの全体的な内容については、11 月のソウル・サミットにおいて全体的な枠組みについて G20 首脳の間で合意が図られる見通しである。その後、自己資本規制、流動性規制については、詳細な規則文書が 2010 年末までに策定され公表されることとなっている<sup>2</sup>。

## Ⅱ 最終決定された自己資本比率の水準

中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは今回の会議で、バーゼルⅢの自己資本比率の最低基準や資本バッファの水準を決定した (図表 1)。バーゼルⅢにおける最低基準は、普通株式と内部留保で構成されるコモンエクイティ (普通株式等 Tier 1)、いわゆるコア Tier 1 をリスクアセットで除した比率を 4.5% に設定している。従来基準ではコア Tier 1 は 2% である<sup>3</sup>。なお、バーゼルⅢでは、繰延税金資産を含む幅広い資本項目やダブルギアリング (金融機関間の資本の持ち合い等) がコモンエクイティから控除されることになっており、量の面だけでなく質の面でも水準が引き上げられることになる。次に、Tier 1 比率の最低基準については、従来 4% に設定されていたが、バーゼルⅢの Tier 1 比

図表 1 自己資本規制の水準 (自己資本および資本バッファ)

	コモンエクイティ 比率	Tier 1比率	自己資本比率
最低基準 (A)	4.5%	6.0%	8.0%
資本保全バッファ (B)		2.5%	
(A)+(B)	7.0%	8.5%	10.5%
カウンターシクリカル・ バッファ		0~2.5%	

(出所) 中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ

<sup>2</sup> 小立敬、磯部昌吾「バーゼル委員会と FSB の今後の取り組み」『野村資本市場クォーターリー』2010 年秋号を参照。

<sup>3</sup> 従来のバーゼル基準ではコア Tier 1 を明確に定義し、コア Tier 1 比率 2% を最低基準として具体的に設けていたわけではないが、バーゼル委員会はコア Tier 1 は Tier 1 の過半を占めることを求めている。

率は 6%に引き上げられている。一方、新基準でも自己資本全体の最低比率は 8%とされており、その水準はこれまでと変わらない。もっとも、コモンエクイティや Tier 1 を中心に自己資本の質が大幅に強化される方針であることから、同じ 8%といっても質的にはかなり向上することとなる。

さらに、バーゼルⅢでは、最低基準を上回るバッファーとして 2つの資本バッファーが導入される<sup>4</sup>。まず、ストレス時に損失を吸収するための資本保全バッファー（capital conservation buffer）である。これは、最低基準に対して一定のバッファー・レンジを設けるものであり、今回、コモンエクイティ比率に対して上乗せする資本保全バッファーとして、2.5%の水準が示されている。

もう 1つの資本バッファーが、カウンターシクリカル・バッファー（countercyclical buffer）である。これは各国経済における過剰な信用拡張を抑制するための仕組みとして導入されるものであり、マクロ・プルーデンスの政策ツールの 1つとして位置づけられている。具体的には、各国別でマクロの信用量の対 GDP 比率を算定し、その長期トレンドとの乖離から過度な信用拡張が行われていると判断される場合には、バッファーの幅を引き上げて過剰な与信を防ぐことを狙いとしている。中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは、カウンターシクリカル・バッファーの水準については、コモンエクイティ比率に対して 0%~2.5%の範囲で上乗せすることを決めた。なお、その範囲の中での水準の決定については、各国当局に権限が与えられている。

2種類の資本バッファーは、規制上の最低基準としては設定されてはならず、ストレス時には銀行の損失を吸収するために取り崩すことが可能である。もっとも、最低基準を上回るものの資本バッファーの上限を下回る場合は、銀行には配当や自社株式取得、役職員の賞与といった資本流出を抑制することが求められる。したがって、銀行や市場参加者は最低基準ではなく、資本バッファーを加えた水準を事実上のターゲットとして意識することになるだろう。したがって、バーゼルⅢでは、最低基準と資本保全バッファーを加えた水準としてみると、コモンエクイティ比率で 7%、Tier 1 比率で 8.5%、全体の自己資本比率で 10.5%の水準が実質的に要求されることになる。

なお、今回のプレスリリースでは、システム上重要な銀行の損失吸収の能力向上を図る方針が述べられている。バーゼル委員会と金融安定理事会（FSB）は、システム上重要な金融機関（SIFIs）について資本サーチャージ、コンティンジェント・キャピタル、ベイル・イン債務（bail-in debt）に加えて、強固な破綻処理の枠組みの検討を行っているとしている。すでに FSB は、SIFIs に関する課題の実効的な対処、破綻処理に関する具体的な政策提案をソウル・サミットまでに策定することが求められている。また、バーゼル委員会は、国際的に活動する銀行の実質破綻時の資本の損失吸収力を確保するための市中協議文書を公表している<sup>5</sup>。

<sup>4</sup> 資本バッファーに関しては、小立敬・磯部昌吾「バーゼル委員会が示した資本バッファーの考え方」『野村資本市場クォーターリー』2010年夏号（ウェブサイト版）を参照。

<sup>5</sup> 国際的に活動する銀行のノンコア Tier 1 および Tier 2 に関して、当局が発行銀行の存続が不可能と判断した時点で元本の減額または普通株式への転換を行える条項を契約条項に織り込むことを求める提案である。詳し

### Ⅲ バーゼルⅢの段階的な実施

2009年12月のバーゼルⅢの市中協議文書の公表の際は、「2012年末までを目標に金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に実施」という方針が示されていた。さらに、2010年6月のトロント・サミットでは、「2012年末までを目標」とすることは維持しつつ、「持続的な景気回復と整合的で、市場の混乱を抑えるようなタイムフレームの中で段階的に実施」し、「段階的实施の枠組みは、各国で異なる出発点と状況を反映し、新基準との間の当初の差異は各国が新たな国際基準に収斂するに従って時間をかけて縮小する」としており、以前よりもバーゼルⅢの早期の適用に慎重な考え方が示された。そのような経緯を経て、今回の中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループの会議では、2013年1月から2019年1月までの間の段階的実施の措置、すなわち適用に際して十分な移行期間を設けることが決定された（図表2）。

自己資本比率の最低基準に関しては、2013年1月までに各国で法制化が求められ、2013年1月から適用が始まるとしており、「2012年末までを目標」とする方針は維持された。適用当初はコモンエクイティ比率3.5%、Tier 1比率4.5%、自己資本比率8.0%で開始する。その後、2014年、2015年と段階的にコモンエクイティ比率およびTier 1比率の最低基準を引き上げ、2015年には最低基準がコモンエクイティ比率4.5%、Tier 1比率6.0%、自己資本比率8.0%に到達する。

図表2 段階的実施の措置

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年～
コモンエクイティ比率			3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
資本保全バッファ						0.625%	1.25%	1.875%	2.5%
Tier 1比率			4.5%	5.5%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
自己資本比率			8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
最低基準+資本保全バッファ			8.0%	8.0%	8.0%	8.625%	9.25%	9.875%	10.5%
資本控除				20%	40%	60%	80%	100%	100%
公的資本								新規制適用	
ノンコアTier 1、Tier 2非適格証券のグランドファザリング <sup>(注)</sup>			2013年から10年かけて段階的に除外（2013年は残高の90%、毎年10%減少）						
レバレッジ比率	監督当局によるモニタリング期間		試行期間（Tier 1レバレッジ比率3%）				第1の柱の下での移行を視野に適用		
			情報開示						
流動性カバレッジ比率	観察期間				適用開始（最低基準）				
ネット安定調達比率		観察期間						適用開始（最低基準）	

（出所）中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループより野村資本市場研究所作成

くは、小立敬「大手銀行の資本の損失吸収性の向上に関するバーゼル委員会の新提案」『野村資本市場クォーターリー』2010年秋号を参照。

一方、コモンエクイティからの資本控除は 2014 年に開始することとなっており、その対象額に対して 20%分の控除から始まる。その後、資本控除の額は 20%ずつ引き上げられて、2018 年には資本控除が完全に実施される。資本控除の内容に関しては、2010 年 7 月に、①重大な出資<sup>6</sup>、②モーゲージ・サービシング権、③繰延税金資産についてはコモンエクイティ 10%を算入上限（3 項目合計に対して 15%の上限）とするなどの新たな方針が示されている。もっとも、ダブルギアリングを含むその他の資本控除の項目が最終的にどのような取り扱いになるかは、まだ明らかではない。こうした詳細については、前述のとおり 2010 年末までに公表される規則文書において明示されることとなる。

資本バッファのうち一定の値をとる資本保全バッファは、2016 年から導入される。2016 年に 0.625%のバッファが設けられ、2019 年の 2.5%の水準に達するまで毎年 0.625%ずつバッファが引き上げられる。移行期間中は、自己資本比率が最低基準を上回るものの資本バッファの上限を下回る銀行に対しては、できる限り資本バッファの水準に回復するよう利益を留保する方針を維持することが求められる。一方、カウンターシクリカル・バッファについては、過度の信用拡張が生じている国において導入が求められる<sup>7</sup>。

コモンエクイティに含まれない資本証券は、2013 年 1 月までにその対象から外れる<sup>8</sup>。ノンコア Tier 1 や Tier 2 の要件を満たさない資本証券は、2013 年 1 月から 10 年間のグランドファザリングの適用を受けることになる。グランドファザリングは、2013 年 1 月 1 日時点の残高を基準として 2013 年には 90%の算入上限が設けられ、翌年以降は毎年 10%ずつ上限が引き下げられていく。資本証券に償還インセンティブがある場合には、その事実上のマチュリティの時点でグランドファザリングの対象から外れることになる。他方、資本注入された公的資金については、2018 年 1 月までグランドファザリングの対象となり、算入が認められる。

一方、レバレッジ比率については、すでに 7 月の中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループの会議の結果として示されたとおりである<sup>9</sup>。すなわち、2013 年 1 月から 2017 年 1 月の間は試行期間（parallel run period）が設けられ、その間は Tier 1 レバレッジ比率 3%が適用される。2015 年 1 月からはレバレッジ比率とその構成要素に関するディスクロージャーが始まる。そして、試行期間における当局の観察を経て、2017 年前半に最終的な調整が行われ、2018 年 1 月から監督上の最低基準を定める「第 1 の柱」の下での取り扱いへの移行を視野にレバレッジ比率が正式に導入される見通しである。

また、流動性規制に関しては、市場のストレスに対応するための流動性カバレッジ比率

<sup>6</sup> 連結対象外の銀行、保険会社その他の金融機関に対する普通株式の投資で、発行済株式の 10%以上の投資が、重大な出資に該当する。

<sup>7</sup> 過度の信用拡張が生じている国においては、資本保全バッファやカウンターシクリカル・バッファの速やかな導入が求められる。

<sup>8</sup> ただし、①株式会社形態以外の会社が発行する場合で、②一般的な会計原則においてエクイティとしての取り扱いを受けており、③各国銀行法制において Tier 1 資本として無条件に承認を受けている場合には、10 年間のグランドファザリングが受けられる。

<sup>9</sup> 小立敬「バーゼル委員会による新たな提案」『野村資本市場クォーターリー』2010 年夏号を参照。

(LCR) が 2015 年 1 月から導入される。また、銀行の資金調達を長期化を促すネット安定調達比率 (NSFR) については、中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは、その内容を修正した上で 2018 年 1 月から最低基準として導入する方針を確認している。

## IV 留意すべき点

中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループによる今回の決定によって、バーゼルⅢの自己資本の最低基準や資本バッファの水準が明らかになった。従来の基準と比べれば、自己資本規制が大幅に強化されることは間違いない。もっとも、自己資本の算入可能証券の要件や資本控除の取り扱いを含むバーゼルⅢの詳細や全体像については、ソウル・サミットにおける G20 首脳合意を経て、2010 年末までに公表される詳細な規則文書を確認するまでは、その内容を十分に把握することができない。バーゼルⅢの自己資本比率の水準の決定を受けて、市場では安心感が広がったように思われるが、まだ自己資本規制の強化については予断を許さない状況である。